

# 「困ったなあ」

## 「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

### 暴力で大けがをした息子に 後遺症が残ると言われ…

息子のことで相談します。  
一時引きこもりで私たちもずいぶんこずつたのですが、無事に大学に入り、ほっとしていたのです。そうしたところ、中学の時の友達Aと久しぶりにばったり出会い、酒を飲み連れで行かれたようです。Aは当時札つきの不良で、Aらグループとは付き合うなとよく言っていたのですが。  
私たちが知る限り、息子はこれまでに酒を飲んだことはなかったはずで、それを店で酔いつぶれるまで飲まされて外に連れ出されたあげく、道端で殴る蹴るのひどい暴力を振るわれ、まさに九死に一生の状態で病院

に運ばれたのです。  
肝心の息子からはまだしっかりした供述が取れないので、こまでは警察が捜査をしてくれて分かったことです。  
医者が言うには、体の傷は時機がくれば大方は治るだろうけ

れど、ただ頭をひどくぶつけていて、その後遺症で、悪くすると一生まともには働けないかもしれないとのこと。  
Aは傷害で逮捕されましたが、私たちはこれからどうすればよいでしょうか。

ひどい災難に遭われ、なんとお慰めしてよいのか分かりません。  
医者が言うのはおそらくは高

次脳機能障害のことで、交通事故などで頭部を強打して脳が損傷を受け、結果、認知障害や行動障害が残って、その程度がひどい場合には社会生活を営めなくなるという障害のことと思われれます。比較的新しく認知されてきた障害ですが、交通事故の保険ではすでに盛り込まれていません。

まずは刑事事件として、Aがどうなるのか。  
Aが少年か成人かで基本的に手続きは異なるのですが、18歳以上の少年の場合、重大な結果が生じた事案だし、また前歴もあると思われるので、家庭裁判所での審理を通してもおお、成人と同様の刑事裁判になる可能性が高いと思われます。

裁判はもちろん傍聴できます。Aは懲役刑になるので、Aにつき弁護士は、刑をできるだけ軽くしてもらえよう、被害弁償に動くのが普通です。ただし、

本人ないし親らに、弁償の気持ちなり資力がなければ、弁護士もどうともできません。

その場合、被害者の救済として、いわゆる犯罪被害者等給付金支給法があります。一定の場合に国から傷害給付金を支給してもらえという法律ですが、ただこの法律の救済範囲は身体被害で慰謝料はないし、額も一定の範囲に限られます。

基本的に刑事と民事は別個なので、損害賠償については別途、民事訴訟を起こすのが原則です。最近ようやく、刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写が認められ、証拠の確保が容易になりました。ただし、現時点でどこまで脳の後遺症の被害額を盛り込めるか難しいところですね。裁判上で和解が成立すれば、以後別途損害が生じた場合には誠意をもって支払うといった取り決めをすることができ、民事訴訟全般について言えることは

「無い袖は振れない」。和解であれば勝訴判決であれ、支払う意思がない、あるいは執行すべき財産がなければ、絵に描いた餅と同じです。

刑事訴訟においては近時、犯罪被害者の保護が格段に図られるようになりました。例えば、互いに民事上の合意ができれば、刑事事件の公判調書への記載を求め、それが民事の裁判上の和解と同一の効力を有することとなりました。平成19年以降は被害者が申し立てれば刑事事件の手続きを利用して裁判所に損害賠償命令を出してもらうこともできるようになりました。被害者が裁判に参加して意見を述べられることもできます。損害額の認定が難しいのは前に述べた通りですが、民事訴訟を別途起こすことなく、この制度を利用することも可能です。

### 傷害給付金支給の可能性がります。一方で、 後遺症が発生した場合は、再度民事訴訟になることも。